議案第51号 説明資料

幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行条例	改正条例
○幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例 (平成27年3月20日 条例第13号)	○幕別町指定介護予防支援等事業の基準を定める条例 (平成27年3月20日 条例第13号)
第1条~第13条 略	第1条~第13条 略
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定 介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しな ければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援セ ンター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) <u>第</u> 140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう 。)の議を経なければならないこと。 (2)~(4) 略	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定 介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しな ければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援セ ンター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) <u>第140</u> <u>条の66第1号イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の 議を経なければならないこと。 (2)~(4) 略
第15条~第36条 略	第15条~第36条 略